

議第 31 号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第 55 条第 1 項の改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例(平成16年下呂市条例第151号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

【参考資料】

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
要綱

1. 改正理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第 55 条第 1 項の改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた、ただし書を削除します。

(第 3 条第 2 項関係)

- (2) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)

